

ウータン総会 大田伊久雄さんの講演「森林認証制度から考える世界の森林保全」

森林の定義は日本では曖昧ですが、FAO（国連食糧農業機構）は、0.5ヘクタール（ha）以上の面積で、樹高が5m以上になる木が生育し、樹冠占有率が10%以上であると定義しています。FAOの試算で約40億haある世界の森林面積は、アフリカ（赤道付近）と南アメリカ（特にブラジル）で大幅に減っています。アジアの増減はゼロに近いですが、中国が増えている一方、インドネシアで減っています。つまり、世界全体で熱帯林の減少が深刻だと言えます。世界の木材生産量は増加傾向を続けており、全体として見ると燃料として使われる薪炭用材が最も多いのです。

1992年の地球サミット以来、現在と将来にわたり、他の生態系に悪影響を及ぼすことなく、地域・国家・地球レベルにおいて責任ある森林の管理と利用を行うための「持続可能な森林管理」の動きが進みだしました。森林をめぐる各国の利害対立は激しく、地球サミットでは残念ながら法的拘束力を持つ「森林条約」が策定できずに「森林原則声明」となりました。現在、その流れを受けた国連森林フォーラム（UNFF）が活動していますが、調整が困難なことがうかがわれます。

地域的な基準・指標づくりには、EU加盟国等が参加するヘルシンキプロセスや日本が参加するモントリオールプロセスなどがあり、生物多様性の保全、森林生態系、炭素循環、社会・経済性などの視点で基準や指標が定められています。これらを元に、アメリカのエコシステムマネジメント、ヨーロッパの近自然型林業など、皆伐・一斉造林という生産性のみを追求したこれまでの林業のやり方を改め、森林の多面的な機能を維持しつつ木材生産を行う取り組みが世界各地で進んでいます。

このような持続可能な森林管理が行われているかどうかを第三者機関が審査し認定することによって、消費者が安心して木材製品を購入できるようにするしくみとして「森林認証制度」があります。FSC（森林認証協議会）は、1980年代に熱帯林の皆伐による荒廃に危機感を抱き、各地で伐採反対の直接行動や熱帯材の不買運動を起こしてきた欧米の環境保護団体が、後向きの抵抗活動だけでは変わらないと、一般消費者の市場を通じた適切な選択を可能にするために立ち上げられました。ですから、森林認証は熱帯林に暮らす先住民を守るために作られたものだと言えるのです。

FSCは、法律の遵守、労働者や先住民の権利、環境への影響、管理・モニタリング・評価などからなる10原則を満たしたものを森林管理（FM）認証と生産・加工・流通過程の管理（CoC）認証で保証することで、経済的・環境的・社会的に持続可能な森林管理の実現をめざしています。FSC認証林は現在、欧米を中心に2億haに広がっていますが、アフリカやブラジルではまだまだ少ないです。日本は、2017年5月現在、33団体40万haと2000年以降順調に増えています。

2003年には日本国内で森林認証SGECが立ち上がり、大手の製紙会社を中心に116団体161万haに広がっています。2016年6月にSGECは、欧米で生まれたPEFC認証と相互承認となりました。FSCの森林認証審査は大変で、海外から審査員が訪れてのフィールド調査、所有者への聞き取り、レポート作成など手続きが煩雑かつ厳格です。一方、業界主導のPEFCやSGECは審査が緩く、持続可能な森林認証としては物足りない内容となっています。

森林認証制度は市場経済を利用した生産者の選別（悪徳業者の追放）システムですから、消費者が認証ラベルのついた製品しか買わなければ、非認証材を生産する企業は倒産に追い込まれます。ひとえに消費者の購買行動にかかっており、世界と日本の消費者に対して環境倫理的な問いかけをしているのが森林認証制度なのです。

ヨーロッパに比べて必ずしも日本人の環境倫理が薄いとは思えません。ヨーロッパでは業者がうまくFSC認証を利用することで広がっているのです。FSC認証を使えば、違法伐採をなくすことに貢献し、熱帯地方の経済的に貧しい人々の支援につながり、健全な木材産業の育成や日本の山村振興にもつながります。そして、地球環境に優しく将来世代に豊かな森林を残せるのです。（記録 石崎）



前列左が大田さん。総会后、ウータンメンバーと。